

平成 26 年度税制改正に対する意見（概要版）		
税制改正の基本的見解		
日本経済の再生のため税制改正が必要 社会の諸課題解決のため税制抜本改革が必要 ■ 少子高齢化・人口減少社会への対応 ■ 財政の早期健全化 ■ 世代間の負担の不公平性の是正 ■ 地方分権改革の推進、地方社会の持続性 ■ 国土の強靱化 ■ 経済社会の変化に適合しなくなった行政・税制システムの改革	改革の方向性等 ■ 税制・財政・社会保障制度の一体的改革 ⇒ 「法人税と消費税の税収構造の見直しによる経済成長と財政健全化の両立」 ■ 国際競争を意識した戦略的な租税制度の整備 ⇒ 「競争環境のイコールフッティング」、「海外活力の取り込みによる国内経済の活性化」 ■ 地方分権の推進に資する税制 ⇒ 「安定性のある自主財源の拡充」 ■ 防災・減災対策の促進 ⇒ 「防災・減災対策を促す税制の整備」 ■ 経済社会の変化を反映した社会制度の整備 ⇒ 「時代に適合しなくなった税制の解消」、「納税者の権利保護に関する基本法の整備」 ■ 中部圏の産業振興、活性化 ⇒ 「中部経済の発展基盤の強化に資する税制の創設・整備」	
平成 26 年度税制改正に向けての意見		
【重点要望項目】 ①「国内の設備投資に対する減税」（償却資産の大胆な加速償却等） ②「地球温暖化対策税制の見直し」（資源価格高騰に鑑みた税率の据え置き） ③「中部圏への国家戦略特区の創設」（競争力強化に資する税制の創設・整備）	④「防災・減災に関する税制の創設」（対策コストの税額控除、取得資産の税の減免） ⑤「事業所税の廃止」（経済社会の変化を反映し、廃止）	
1. 法人税制 （1）法人実効税率については、アジア圏の 20～25％を視野に入れつつ、早急に欧州主要国並みの 30％へ引き下げるべき。地方法人特別税は、消費税率 10％への引き上げまでに廃止すべき。 （2）課税ベースは、法人実効税率とセットの関係にあり、整理および縮小努力を行うべき。 （3）移転価格税制については、紛争関係国間での適正な調整がなされるよう租税条約ネットワークの拡充などを行うべき。また、制度の執行にあたっては、二重課税の回避を最大限の目標に、追徴などの処分を行う前に、紛争関係国との合意形成を最大限図るべき。 （4）外国税額控除制度については、控除限度超過額および余裕額の繰越期間を 3 年から 10 年に延長するなどの改善を図るべき。 （5）タックスヘイブン税制のトリガー税率は、法人実効税率の半分程度へ早急に引き下げるべき。 （6）グループ法人税制については、導入後の実態を見極め、柔軟な見直しを図るべき。 （7）連結納税制度については、対象法人の要件緩和、資産の時価評価の廃止、申告手続きの簡素化を図るべき。 （8）研究開発税制については、30％の税額控除限度額を含め、本則化・恒久化すべき。 （9）欠損金の繰戻還付については、大企業まで含めて復活すべき。繰越控除については、その期間を欧米並みの 20 年以上に拡充すべき。 （10）減価償却制度における定率法の償却率を定額法の 250％に戻すべき。 （11）貸倒引当金制度の適用法人の縮小を見直すべき。 （12）エンジェル税制の対象を法人まで拡大すべき。 （13）特別法人税については、撤廃すべき。 （14）受取配当金の益金不算入制度については、全額を益金不算入とすべき。 （15）国内経済の活性化およびわが国経済の持続的成長に資する税制を整備すべき。 「海外所得の国内還流を促進する税制」、「国内の設備投資に対する減税」、 「国内雇用を促進する税制」、「為替リスクの安定化に資する税制」を創設すべき。 （16）税務コストの企業負担については、企業の事務負担の軽減を図り、税制および申告手続きについて簡素化すべき。	3. 地方税 （1）固定資産税については、償却資産への課税を廃止すべき。最終残価率と償却可能限度額を撤廃すべき。 （2）事業所税については、制度創設当時の社会状況が変化したことに鑑み、廃止すべき。 （3）地方法人特別税については、消費税率 10％への引き上げまでに廃止すべき。 （4）地方法人 2 税については、縮減を図るべき。 （5）地方消費税については、拡充を図るべき。 （6）外形標準課税については、廃止すべき。少なくとも課税ベースの簡素化を図るべき。 （7）課税自主権については、公平性と合理性の観点から慎重に行使すべき。 4. 自動車関係諸税 は、廃止を含む整理・簡素化が本来の姿。二重課税となっている自動車取得税と自動車重量税を廃止すべき。ガソリンの二重課税を廃止すべき。 5. 地球環境税制 地球温暖化対策税制は、エネルギー価格の高騰など、創設時と状況が変化したことに鑑み、予定されている税率の引き上げを据え置くべき。 地球環境保全に資する投資や製品の普及を促進する税制の整備を促進すべき。 6. 防災・減災に関する税制の創設 東日本大震災の教訓を活かし、企業が行う防災・減災対策に対する各種の税制優遇措置を創設すべき。 7. 個人税制 （1）所得税については、役割や構造を抜本的に見直す時期に来ており、中間所得層の活力維持・向上、低所得層や子育て世帯への配慮など、実際の課題に見合った現実的な改革を目指す必要がある。 （2）金融所得課税については、一元化を図るべき。 （3）相続税については、資産の海外移転を誘発する恐れがあるため課税強化を行うべきでない。 （4）贈与税については、消費活性化のため税率を引き下げるべき。 8. 納税環境の整備 納税者権利憲章の整備を推進すべき。 9. 印紙税 については、合理性を失っており廃止すべき。 10. 中部圏活性化 （1）中部圏の産業高度化に資する税制として税負担の軽減などの配慮をお願いしたい。 （2）中部圏への国家戦略特区の創設によって、特区内企業の競争力強化のための税制措置をお願いしたい。 （3）総合特区制度における規制緩和の推進をお願いしたい。 （4）先端技術開発の支援については、非営利性の徹底した公益法人が一般法人化した場合に固定資産税などが課税されることのないよう非課税制度を創設すべき。 （5）中心市街地の活性化に資する税制として、事業所税は廃止すべき。 （6）中部国際空港株式会社に対する外形標準課税の資本割の特例措置の期限を延長すべき。 （7）訪日外国人観光客のニーズに応じた免税制度の見直しをお願いしたい。 （8）寄附税制について、地域社会活性化や社会貢献拡大の観点から拡充をお願いしたい。	